
プロジェクト **四半期報告書制度の見直しへの対応**

項目 **本日の審議事項**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会において検討を行う事項の概要についてご説明することを目的としている。

II. これまでの経緯

2. 2023 年 10 月 5 日に開催された第 511 回企業会計基準委員会では、2023 年 3 月 14 日に金融庁から第 211 回国会に提出された「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」において、新たに半期報告書を提出することとなる会社¹に適用される会計基準等を、中間会計基準等として新たに開発することを提案した。
3. 2023 年 11 月 14 日に開催された第 514 回企業会計基準委員会では、中間会計基準等において、期首から 6 か月間を 1 つの会計期間（中間会計期間）とする中間財務諸表に係る会計処理及び開示を定めることを提案した。この場合の基準開発の方針として、基本的に企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「四半期適用指針」という。また、以下合わせて「四半期会計基準等」という。）の会計処理及び開示を引き継ぐこととし、期首から 6 か月間を 1 つの会計期間（中間会計期間）とした場合と、四半期会計基準等に従い第 1 四半期決算を前提に第 2 四半期の会計処理を行った場合とで差異が生じる可能性がある項目については、従来の四半期会計基準等に基づく取扱いが継続可能となる取扱いを提案した。
4. また、上場会社においては四半期決算短信と中間財務諸表は連続したものとして作成されることから、今後の基準開発の方向性として中間決算及び四半期決算を同じ会計基準等で作成できるように中間会計基準等及び四半期会計基準等を期中会計基準等として統合することを検討するかどうかについて審議を行った。
5. さらに、2023 年 11 月 29 日に開催された第 515 回企業会計基準委員会では、公表する企業会計基準公開草案「中間財務諸表に関する会計基準（案）」及び企業会計基準

¹上場会社等及び上場会社等の制度を適用する非上場会社をいう（特定事業会社を除く）。

適用指針公開草案「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針(案)」の文案及びコメント募集の文案についても検討を行った。

III. 本日の審議事項

6. 本日は、これまでの審議を踏まえ、以下について公表の承認に関するご審議をいただきたい。

(1) 企業会計基準公開草案「中間財務諸表に関する会計基準(案)」(審議事項(1)-2)

(2) 企業会計基準適用指針公開草案「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針(案)」(審議事項(1)-3)

(3) コメントの募集及び本公開草案の概要(審議事項(1)-4)

このうち、(1)及び(2)が公表議決の対象となる。また、「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」(以下「会計基準適正手続規則」という。)第20条第3項²に基づき、(3)「コメントの募集及び本公開草案の概要」に記載した公開草案の公開の期間を短縮する提案についても議決の対象となる。

なお、前回の委員会からの修正点は、参考資料としている修正履歴付きの資料をご参照いただきたい。

7. 第515回企業会計基準委員会で聞かれた意見については、審議事項(1)-5に記載している。

以上

² 会計基準適正手続規則第20条第3項では、「前2項における公開草案及び論点整理の公開の期間は、原則として、2ヶ月以上とする。ただし、重要性や緊急性を勘案し、委員会の議決により、短縮することができる。」とされている。